

目次

鋼船規則 A 編 総則	2
1 章 通則.....	2
1.1 一般.....	2
1.2 船級符号への付記	3
2 章 定義.....	10
2.1 一般.....	10

鋼船規則 A 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用*

-1. **登録規則 2 章**により船級登録される鋼船の検査、構造等に関しては、この規則の定めるところによる。ただし、次の**(1)**から**(14)**に掲げる設備又は装置の検査及び構造等、安全管理システム、船舶保安システムの審査、海上労働システム並びに有害物質一覧表の検査に関しては、次による。

- (1) 海洋汚染防止設備等：海洋汚染防止のための構造及び設備規則
- (2) 揚貨装置（注 1）及びアンカーハンドリングウインチ（注 2）：揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則
- (3) 機関区域無人化設備：自動化設備規則
- (4) 潜水装置：潜水装置規則
- (5) コンテナ設備のうちコンテナ：海上コンテナ規則
- (6) 安全管理システム：船舶安全管理システム規則
- (7) 安全設備：安全設備規則
- (8) 無線設備：無線設備規則
- (9) 居住衛生設備：居住衛生設備規則
- (10) 船舶保安システム：船舶保安システム規則
- (11) 防汚システム：船体防汚システム規則
- (12) 海上労働システム：海上労働システム規則
- (13) バラスト水管理設備等：バラスト水管理設備規則
- (14) 有害物質一覧表：シップリサイクル規則

（注 1）

旅客船を除く総トン数 300 トン以上の船舶に施設される揚貨装置に限る。

（注 2）

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に施設されるアンカーハンドリングウインチに限る。

-2. 日本以外の国の船籍を有する船舶のうち特別なものについての検査、構造等に関しては、この規則の規定にかかわらず日本海事協会（以下、「本会」という。）の適当と認めるところによる。

-3. 船員の確保及び育成を目的とした船員室の増設又は拡大により、総トン数 500 トン以上となった船舶のうち、次の**(1)**から**(3)**を満足する船舶については、この規則の規定にかかわらず、本会が適当と認めるところにより総トン数 499 トンの船舶として規則の規定を免除又は緩和することができる。

- (1) 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外のものであること。
- (2) 総トン数 510 トン未満の船舶であること。
- (3) 船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。

1.1.2 ばら積貨物船及び油タンカーに関する適用の特例

-1. 2006 年 4 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの間に建造契約が行われた長さが 90 m 以上のばら積貨物船であって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、**CSR-B 編**を適用しなければならない。**CSR-B 編**に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-B 編**の規定に適切な配慮を払わなければならない。

-2. 2006 年 4 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの間に建造契約が行われた長さが 150 m 以上の二重船殻油タンカーであって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、**CSR-T 編**を適用しなければならない。**CSR-T 編**

に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-T 編**の規定に適切な配慮を払わなければならない。

-3. 前-1.及び-2.の適用にあたっては、次の定義による。

(1) 船の長さとは、満載喫水線における船首材の前面から、舵柱を備える船舶ではその後面まで、舵柱を備えない船舶では舵頭材の中心までの距離 (m) をいう。ただし、この長さは、満載喫水線における船舶の全長の 96%以上とするが、97%を超える必要は無い。また、舵頭材を備えない船舶にあつては、この長さは、満載喫水線における船舶の全長の 97%とする。

(2) ばら積貨物船とは、主として乾貨物をばら積みし自航する船舶であつて、一般に、貨物区域の長さの範囲にわたり、一層の甲板、二重底、ビルジホップタンク及びトップサイドタンクを有し、船側構造を単船側又は二重船側構造とするものをいい、鉱石運搬船及び兼用船は除く。

貨物区域の一部のみが本規定の構造配置に該当するばら積貨物船については、**CSR-B 編**を適用する。この場合、本規定の構造配置に該当しない貨物倉（例えば、ビルジホップタンクもしくはトップサイドタンク又はその両方を有しない貨物倉）については、**CSR-B 編**の規定中、構造部材強度に関する要件を満足しなければならない。

(3) 油タンカーとは、主として油を貨物区域にばら積みして運送する船舶をいい、兼用船及び、危険化学品ばら積船のうちばら積みの油を貨物又は貨物の一部として運送するものを含む。二重船殻油タンカーとは、油タンカーのうち、貨物エリアの全長にわたって貨物タンクを保護するための二重底及び二重船側構造を有するものをいう。

-4. 2015 年 7 月 1 日以降に建造契約を行う船の長さが 90 m 以上のばら積貨物船及び船の長さが 150 m 以上の二重船殻油タンカーであつて、国際航海に従事し、かつ、航路を制限せずに自航するものに関しては、**CSR-B&T 編**を適用しなければならない。**CSR-B&T 編**に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-B&T 編**の規定に適切な配慮を払わなければならない。

-5. 前-4.の適用にあたっては、次の定義による。

(1) 船の長さは、**CSR-B&T 編 1 編 1 章 4 節 3.1.1** の定義による。

(2) ばら積貨物船とは、主として乾貨物をばら積みする船舶であつて、一般に、貨物区域の長さの範囲にわたり、一層の甲板、二重底、ビルジホップタンク及びトップサイドタンクを有し、船側構造を単船側又は二重船側構造とするものをいう。

貨物区域の一部のみが本規定の構造配置に該当するばら積貨物船については、**CSR-B&T 編**を適用する。この場合、本規定の構造配置に該当しない貨物倉（例えば、ビルジホップタンクもしくはトップサイドタンク又はその両方を有しない貨物倉）については、**CSR-B&T 編**の規定中、構造部材強度に関する要件を満足しなければならない。

ただし、次に掲げる船舶は除く。

- ・ 鉱石運搬船
- ・ 兼用船
- ・ チップ船
- ・ セメント船、飛散灰運搬船及び砂糖運搬船

ただし、積荷または揚荷に 10 トンを超えるグラブ、パワーショベル、その他貨物倉の構造部材を損傷させる恐れがある機材を用いない場合に限る。

- ・ 自動揚荷装置が備えられた船底構造を有する船舶

(3) 油タンカーとは、主として油を貨物区域にばら積みして運送する船舶をいい、兼用船及び、危険化学品ばら積船のうちばら積みの油を貨物又は貨物の一部として運送するものを含む。二重船殻油タンカーとは、油タンカーのうち、貨物エリアの全長にわたって貨物タンクを保護するための二重底及び二重船側構造を有するものをいう。

-6. 前-4.にかかわらず、2015 年 7 月 1 日から 2016 年 6 月 30 日までの間に建造契約が行われた船の長さが 90 m 以上のばら積貨物船であつて、国際航海に従事し、かつ、航路を制限せずに自航するものに関しては、**CSR-B&T 編**及び **CSR-B 編 10 章 1 節**を適用しなければならない。**CSR-B&T 編**及び **CSR-B 編 10 章 1 節**に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-B&T 編**及び **CSR-B 編 10 章 1 節**の規定に適切な配慮を払わなければならない。なお、適用にあたっては、前-5.の定義による。

-7. SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、**CSR-B&T 編**を適用しなければならない。

1.2 船級符号への付記

1.2.1 一般*

-1. この規則に定めるところにより、次に掲げる項目に関し特別な要件の付加又は緩和が行われた船舶については、**登録規則 2 章**に基づき、その旨を船級符号に付記する。この場合、船級符号への付記は、次の要領に従って行う。

NS* (1) (2), (3) (4) (5) (6)

- (1) **1.2.2** に掲げる航路制限
- (2) **1.2.3** に掲げる船殻材料
- (3) **1.2.4** に掲げる船体構造及び艤装等
- (4) **1.2.5** に掲げる耐氷構造等
- (5) **1.2.6** に掲げる構造強度評価の適用
- (6) **1.2.7** に掲げる検査方法

-2. **1.1.2** の規定により **CSR-B 編**又は **CSR-B&T 編**の適用を受けるばら積貨物船において、船体構造・艤装に関する付記については、それぞれ **CSR-B 編**又は **CSR-B&T 編**の規定を適用する。この場合、関連する付記の冒頭に“CSR”を付記する。(例: CSR, BC-A)

-3. **1.1.2** の規定により **CSR-T 編**又は **CSR-B&T 編**の適用を受ける二重船殻油タンカーにおいて、船体構造・艤装に関する付記については、**1.2.4** の規定に加え、それぞれ **CSR-T 編**又は **CSR-B&T 編**の規定に基づき関連付記の冒頭に“CSR”を付記する。(例: CSR, TOB)

-4. 2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶に適用される **C 編**を適用する場合、船体構造・艤装に関する付記については、**1.2.4** の規定に加え、関連付記の冒頭に“Advanced Structural Rules” (略号 ASR) を付記する。(例: ASR, CNC)

1.2.2 航路制限*

航路を制限することを条件に、本規則が適用された船舶については、次によりその旨を船級符号に付記する。

- (1) 一般に最も近い陸地から 20 海里以内の海域又は本会が同等であると認める海域 (以下、「沿海区域」という。) のみを航行する船舶:

Coasting Service (略号 CS)

- (2) 一般に陸地等により外海から保護された穏やかな海域であって、本会が認める海域 (以下、「平水区域」という。) のみを航行する船舶:

Smooth Water Service (略号 SWS)

- (3) 陸上の支援設備との組み合わせにおいて船級が付与されることにより当該支援が及ぶ特定の海域に航行が限定される船舶、あるいは特定の海域で係留又は固定して使用される船舶等:

Designated Service Area (略号 DSA)

- (4) その他の場合で、航路を制限することを条件に本規則を適用する必要があると本会が認める船舶については、本会が適当と認める別の記号を付記することがある。

1.2.3 船殻材料

C 編 1 編 3.2.1.1-2.又は **CS 編 1.3.1-3.**に基づき船殻構造の主用材料に鋼以外の材料を使用する場合、次によりその旨を船級符号に付記する。

- (1) アルミニウム合金を使用する場合:

Aluminium Alloy (略号 AL)

- (2) 前(1)以外の材料については、本会の適当と認めるところによる。

1.2.4 船体構造・艤装*

-1. **C 編 2-7 編**, **CSR-B&T 編**又は **CS 編 24 章**を適用して船体構造の一部をタンクとして液体貨物をばら積運送する船舶については、船級符号に“Tanker”を付記する。また、積載貨物に応じて **D 編**, **H 編**及び **R 編**の関連規定を適用して引火性液体貨物をばら積運送する船舶であって、**-2.**又は**-3.**に該当する船舶以外のものについては、当該貨物の引火点に応じて次の要領で付記を追加する。

- (1) 油以外の貨物であって、引火点が 60℃以下のものの場合:

Tanker; flammable liquid-flash point on and below 60 °C (略号 TFLB)

- (2) 油以外の貨物であって、引火点が 60℃を超えるものの場合:

Tanker; flammable liquid-flash point above 60 °C (略号 TFLA)

- (3) 引火点が 60℃以下の油の場合:

Tanker; Oils-flash point on and below 60 °C (略号 TOB)

- (4) 引火点が 60℃を超える油の場合：

Tanker, Oils-flash point above 60℃ (略号 *TOA*)

-2. 前-1.にかかわらず、**S 編**の適用を受けた危険化学品ばら積船については、**S 編 2.1.2**に規定する船舶のタイプに応じて、次により船級符号に付記する。

- (1) タイプ I 船：

Chemical Tanker Type I (略号 *CTI*)

- (2) タイプ II 船：

Chemical Tanker Type II (略号 *CTII*)

- (3) タイプ III 船：

Chemical Tanker Type III (略号 *CTIII*)

- (4) タイプ II 船及びタイプ III 船の両者の要件に適合する場合：

Chemical Tanker Types II&III (略号 *CTII&III*)

-3. **N 編**の適用を受けた液化ガスをばら積で運送する船舶については、**N 編 2.1.2**に規定する船舶のタイプに応じて、次の(1)から(4)により船級符号に付記する。

- (1) タイプ 1G 船：

Liquefied Gas Carrier Type 1G (略号 *LGC 1G*)

- (2) タイプ 2G 船：

Liquefied Gas Carrier Type 2G (略号 *LGC 2G*)

- (3) タイプ 2PG 船：

Liquefied Gas Carrier Type 2PG (略号 *LGC 2PG*)

- (4) タイプ 3G 船：

Liquefied Gas Carrier Type 3G (略号 *LGC 3G*)

-4. 前-3.に加え、**N 編**の適用を受けた液化ガスをばら積で運送する船舶のタンクタイプに応じて、次の(1)から(6)の要領で付記を追加する。

- (1) 独立方形タンクタイプ A 方式：

Independent Prismatic Tanks of Type A (略号 *IPT Type A*) (例：*LGC 2G, IPT Type A*)

- (2) 独立方形タンクタイプ B 方式：

Independent Prismatic Tanks of Type B (略号 *IPT Type B*) (例：*LGC 2G, IPT Type B*)

- (3) 独立球形タンクタイプ B 方式：

Independent Spherical Tanks of Type B (略号 *IST Type B*) (例：*LGC 2G, IST Type B*)

- (4) 独立型タンクタイプ C 方式：

Independent Tanks of Type C (略号 *IT Type C*) (例：*LGC 2PG, IT Type C*)

- (5) メンブレン方式：

Membrane Tanks (略号 *MT*) (例：*LGC 2G, MT*)

- (6) その他の方式：

Other Tanks (略号 *OT*) (例：*LGC 2G, OT*)

-5. 独立タンクにより液体貨物をばら積運送する船舶であって、前-2.又は-3.に規定される船舶以外のものについては、船級符号に“*Tank Carrier*” (略号 *TC*) を付記する。この場合、積載貨物に応じて前-1.に倣い付記を追加する。

-6. **C 編 2-3 編**の適用を受けた専ら鉱石又はこれと同等の高密度の乾貨物をばら積で運送する一層甲板の船舶であって、一般的に、貨物倉内に 2 列の縦通隔壁及び二重底を有するものについては、船級符号に“*Ore Carrier*” (略号 *OC*) を付記する。

-7. **C 編 2-2 編**の適用を受けた乾貨物をばら積み運送する一層甲板の船舶であって、貨物倉全長に渡り、倉内に二重船側及び二重底を有し、ビルジホッパタンク及び/又はトップサイドタンクを有さないものについては、船級符号に“*Bulk Carrier modified*” (略号 *BCM*) を付記する。

-8. **C 編 2-2 編**附属書 1.1「**SOLAS 条約第 XII 章におけるばら積貨物船の追加要件**」の **An1.2.1(1)**に規定するばら積貨物船であって、**C 編 2-2 編**附属書 1.1、**D 編 13.5.10** 及び **13.8.5** 並びに **U 編 1.2.3** の適用を受けたものについては、船級符号に“*BC-XII*” を付記する。

- 9. **C 編 2-1 編**の適用を受けた専らコンテナ貨物を運送する船舶であって、一般的に、倉内に二重底を有するものにつ

いては、船級符号に“*Container Carrier*”（略号 *CNC*）を付記する。

-10. **C 編 2-1 編 14.3** の適用を受け、コンテナ固縛図の作成にあたり本会が適当と認めるコンテナの積付け及び固縛強度評価手法が適用された船舶については、次の**(1)**及び**(2)**に従い船級符号にその旨を付記する。

(1) **C 編 2-1 編 14.3** の関連規定に従い、特定の航路及び航行する時期等による影響を考慮しないコンテナの積付け及び固縛強度評価手法が適用された船舶については、船級符号に“*Container Stowage and Securing Arrangements*”（略号 *CSSA*）を付記する。

(2) **C 編 2-1 編 14.3** 及び **C 編 2-1 編附属書 14.3A「コンテナの固縛強度評価における荷重補正係数の適用」** の規定に従い、次の**(a)**から**(c)**に示す事項による影響を考慮したコンテナの積付け及び固縛強度評価手法が適用された船舶については、次の要領で付記を追加する。なお、**(a)**及び**(b)**についてはいずれか一方の付記を追加するものとする。また、次の**(a)**から**(c)**のうち複数に該当する場合、船級符号にその旨を付記する（例：*CSSA-RS/WF*）。

(a) 特定の航路による影響を考慮した強度評価手法が適用された場合：

Container Stowage and Securing Arrangements with Service on Specific Sea Routes（略号 *CSSA-R*）

(b) 特定の航路及び時期による影響を考慮した強度評価手法が適用された場合：

Container Stowage and Securing Arrangements with Service on Specific Sea Routes and Seasons（略号 *CSSA-RS*）

(c) 短期航海において海象予報に基づく強度評価手法が適用された場合：

Container Stowage and Securing Arrangements with Weather Forecasting（略号 *CSSA-WF*）

-11. **C 編 2-1 編 14.4** の適用を受けた甲板上のコンテナを積付けるための設備を有する船舶については、船級符号に“*Safe Design for Container Lashing*”（略号 *SDCL*）を付記する。

-12. **C 編 2-4 編** の適用を受けた専ら木材チップを運搬する一層甲板の船舶であって、一般的に、二重底構造及びビルジホッパタンクを有する単船側構造のものについては、船級符号に“*Chip Carrier*”（略号 *CPC*）を付記する。

-13. **C 編 2-5 編 10.6** の適用を受けた上甲板上に重量物を積載する船舶であって、甲板下に貨物倉を有しないものについては、船級符号に“*Heavy Deck Carrier*”（略号 *HDCA*）を付記する。

-14. **C 編 2-6 編** の適用を受けた専ら積荷を積載しない無人の自動車を運搬する多層甲板の船舶については、船級符号に“*Vehicles Carrier*”（略号 *VC*）を付記する。

-15. **C 編 2-6 編** の適用を受けた船舶であって、貨物を水平方向に荷役するために通常いかなる方法においても区画されことなく、かつ、船舶のかんりの長さ又は全長にわたる貨物区域を有するものについては、船級符号に“*Roll on-Roll off*”（略号 *RORO*）を付記する。

-16. **O 編** の適用を受けた浚渫、物件の吊り上げ、消火活動、洋上補給、曳航等、主として海上における所定の作業に従事するための船舶（以下、「作業船」という。）については、**O 編** の規定に従い船級符号に付記する。

-17. **P 編** の適用を受けた長期間もしくは半永久的に着底もしくは位置保持される構造物等については、**P 編** の規定に従い船級符号に付記する。

-18. **PS 編** の適用を受けた貨物の輸送に供されない浮体構造物のうち、原油などの産出海域に長期間或いは半永久的に係留されるものであって、海底から汲み上げられた原油などを処理、貯蔵、及び積出しするための設備を有するものにあつては、**PS 編** の規定に従い船級符号に付記する。

-19. **Q 編** の適用を受けた倉内、甲板上及び／又は船体内に貨物を運送するための浮体構造物であつて、推進機関を有しないもの（以下、「はしけ」という。）については、船級符号に“*Barge*”（略号 *B*）を付記する。また、構造及び積載貨物に応じて次の要領で付記を追加する。

(1) 上甲板上のみに貨物を運送するはしけであつて、ポンツーン形状のもの：

Barge, Pontoon Type（略号 *BP*）

(2) 船体内の一部をタンクとして液体貨物を運送するもの：

Barge, Tanker（略号 *BT*）

この場合、積載貨物に応じて前-1.及び-2.に倣い付記を追加する。

(3) **N 編** の適用を受けた液化ガスをばら積で運送するもの：

Barge, Liquefied Gas Carrier（略号 *BLGC*）

この場合、積載貨物に応じて前-3.に倣い付記を追加する。

-20. **T 編** の適用を受けた潜水船については、船級符号に“*Submersible*”（略号 *SBM*）を付記する。

-21. **T 編** の適用を受けた潜水船の支援システムを有する船舶（母船／支援船）については、船級符号に“*Equipped with Support System for Submersible*”（略号 *EQ SS SBM*）を付記する。

-22. **R 編 19 章**及び**H 編 4.10**の適用を受けた危険物(**R 編 3.2.20**に規定されるもの)を運送する船舶については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Dangerous Goods*”(略号 *EQ C DG*)を付記する。

-23. **R 編 20.2.1-1.**及び**H 編 4.8.1**の適用を受けた自走用燃料を有する車両を運送する船舶については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Vehicles*”(略号 *EQ C V*)を付記する。

-24. **R 編 20A 章**及び**H 編 4.8.2**の適用を受けた自走用燃料として圧縮天然ガスを有する自動車を運送する自動車運搬船(**R 編 3.2.54**に規定するもの)については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Compressed Natural Gas Powered Motor Vehicles*”(略号 *EQ C CNGPMV*)を付記する。

-25. **R 編 20A 章**及び**H 編 4.8.3**の適用を受けた自走用燃料として圧縮水素を有する自動車を運送する自動車運搬船(**R 編 3.2.54**に規定するもの)については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Compressed Hydrogen Powered Motor Vehicles*”(略号 *EQ C CHPMV*)を付記する。

-26. **C 編 2-2 編 10.6.1**及び**H 編 4.9**の適用を受けた石炭を運送する船舶については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Coal*”(略号 *EQ C C*)を付記する。

-27. **C 編 1 編 14.8.3.1**, 同**1 編 2.3.2.3-12.**, 同**2-5 編 10.4**並びに**U 編**の関連規定の適用を受けた木材を運送する船舶については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Lumber*”(略号 *EQ C LB*)を付記する。

-28. **C 編 2-2 編 10.5**の適用を受け、本会が適当と認めるグラフ荷役に対する強度検討を行った船舶については、船級符号に“*GRAB*”を付記する。

-29. **C 編 1 編 3.3.5.3**, **CS 編 22.4.2**, **CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2**又は**CSR-T 編 6 節 2.1.1.2**の適用を受けた船舶については、船級符号に“*Performance Standard for Protective Coatings for Dedicated Seawater Ballast Tanks in All Types of Ships and Double-side Skin Spaces of Bulk Carriers*”(略号 *PSPC-WBT*)を付記する。

-30. **C 編 1 編 3.3.5.4**又は**CS 編 22.4.3**の適用を受けた船舶については、次の**(1)**から**(3)**に従い船級符号にその旨を付記する。

(1) IMO 決議 MSC.288(87)に従った塗装を施した場合：

Performance Standard for Protective Coatings for Cargo Oil Tanks of Crude Oil Tankers (略号 *PSPC-COT*)

(2) IMO 決議 MSC.289(87)に従った耐食鋼材による防食措置を施した場合：

Performance Standard for Corrosion Resistant Steel for Cargo Oil Tanks of Crude Oil Tankers (略号 *PSCRS-COT*)

(3) IMO 決議 MSC.288(87)に従った塗装及び MSC.289(87)に従った耐食鋼材による防食措置を組合せて施した場合：

Performance Standard for Protective Coatings / Performance Standard for Corrosion Resistant Steel for Cargo Oil Tanks of Crude Oil Tankers (略号 *PSPC/PSCRS-COT*)

-31. **C 編 2-3 編 10.5.1**, **CS 編 1 章 1.1.3-2.**及び**U 編 1 章 1.1.1-3.**の適用を受けた、運送許容水分値を超える含有水分値を持つ貨物を運送する船舶については、船級符号に“*Specially Constructed Cargo Ship*”(略号 *SCCS*)を付記する。

-32. **C 編 2-2 編 10.6.5**, **C 編 2-5 編 10.7**, **CSR-B&T 編 2 編 1 章 7 節**及び**CS 編 1 章 17.5**の適用を受けた、上甲板又はハッチカバーに貨物を積載する船舶については、船級符号に“*Deck Cargoes*”(略号 *DC*)を付記する。加えて、次の**(1)**から**(3)**に示す対象部材に応じて、次の要領で付記を追加する。また、次の**(1)**から**(3)**のうち複数に該当する場合、船級符号にその旨を付記する(例：*DC-UD/CD*)。

(1) クロスデッキを含まない上甲板上に貨物を積載する場合：

Deck Cargoes on Upper Deck (略号：*DC-UD*)

(2) 上甲板上のクロスデッキに貨物を積載する場合：

Deck Cargoes on Cross Deck (略号：*DC-CD*)

(3) ハッチカバーに貨物を積載する場合：

Deck Cargoes on Hatch Cover (略号：*DC-HC*)

-33. **R 編 3.2.26**に定義するヘリコプタ甲板であって、**C 編 1 編 10.4.6**の適用を受けるヘリコプタ甲板を有する船舶については、船級符号に“*HELIDK*”を付記する。

-34. **居住衛生設備規則 3 編 1.1.10**の適用を受けた船舶については、船級符号に“*Noise Code*”(略号 *NC*)を付記する。ただし、各区画の騒音レベルが同**1.1.10(1)**という本会が適当と認める騒音レベル以下でない船舶にあっては、“*Noise Code J*”(略号 *NC J*)とする。

-35. **B 編 1.3.1(19)**に規定するセルフアンローダ船であって、**C 編 2-5 編 10.5**の適用を受けたものについては、船級符号に“*Self-unloader*”(略号 *SUL*)を付記する。

-36. **GF 編**の適用を受けた船舶については、船級符号に“*Gas or Low-flashpoint Fuel*”(略号 *GLF*)を付記する。また、

使用する燃料の種類を列挙する。

-37. **N編 16章**の適用を受けた船舶については、船級符号に“*Cargo as Fuel*”（略号 *CF*）を付記する。また、使用する燃料の種類を列挙する。

-38. **D編 6.2.11**の適用を受けた第1C種プロペラ軸を有する船舶については、船級符号に“*IC*”を付記する。

-39. **H編 2章 2.11.1-2**の適用を受けた船舶については、船級符号に“*LiBattery*”（略号 *LiB*）を付記する。

-40. **X編 4章**及び**5章**の適用を受けた、サイバーレジリエンスに関する対策が講じられる船舶については、船級符号に“*Cyber Resilience*”（略号 *CyBR*）を付記する。

-41. その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。

1.2.5 極地氷海船等*

-1. **I編 1章**に掲げる極地氷海船については、**I編附属書 1**、**1.2.2**に規定される極地氷海船階級に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。なお、**I編附属書 1**、**1.2.2-3**に従い、**I編附属書 1**の関連規定の適用を受けた極地氷海船については、**(1)**から**(7)**のそれぞれ適用される付記に、“*Icebreaker*”（略号 *ICB*）を追記する。

- (1) *PC1 : Polar Class 1*（略号 *PC1*）
- (2) *PC2 : Polar Class 2*（略号 *PC2*）
- (3) *PC3 : Polar Class 3*（略号 *PC3*）
- (4) *PC4 : Polar Class 4*（略号 *PC4*）
- (5) *PC5 : Polar Class 5*（略号 *PC5*）
- (6) *PC6 : Polar Class 6*（略号 *PC6*）
- (7) *PC7 : Polar Class 7*（略号 *PC7*）

-2. **I編 1章**に掲げる耐氷船については、**I編 1.2.2**に規定される耐氷船階級に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。

- (1) *IA Super : Class IA Super Ice Strengthening*（略号 *IA SUPER IS*）
- (2) *IA : Class IA Ice Strengthening*（略号 *IA IS*）
- (3) *IB : Class IB Ice Strengthening*（略号 *IB IS*）
- (4) *IC : Class IC Ice Strengthening*（略号 *IC IS*）
- (5) *ID : Class ID Ice Strengthening*（略号 *ID IS*）

-3. **I編 1章**に掲げる極海航行船については、**I編 1.2.1(1)**から**(3)**に規定される分類に従って、又は**I編 1.1.1-4**の適用を受ける場合には、次によりその旨を船級符号に付記する。

- (1) *A類の船舶 : Polar Code Category A*（略号 *PC A*）
- (2) *B類の船舶 : Polar Code Category B*（略号 *PC B*）
- (3) *C類の船舶 : Polar Code Category C*（略号 *PC C*）
- (4) **I編 1.1.1-4**の適用を受ける船舶：*Polar Code for Ships Other than Those Certified in accordance with SOLAS Chapter I*（略号 *PC O*）

-4. **C編 1編 3.2.2.2**の規定に従い設計温度（ T_D ）に応じた鋼材を船体を使用した低い気温の海域（例えば、北極海や南氷洋等）を航行する目的の船舶については、船級符号に“*Design Temperature Category : TD*”（略号 *TD*）を付記する。

1.2.6 構造強度評価の適用

船体の構造寸法及び詳細構造の決定に本会が適当と認める直接強度計算手法及び疲労強度評価手法が適用された船舶にあっては、次の**(1)**から**(4)**に従い船級符号にその旨を付記する。

- (1) **C編 1編 8章**又は**2編**の関連規定に従い、貨物倉解析による強度評価を行った場合
PrimeShip-Direct Assessment（略号 *PS-DA*）
- (2) **C編 1編 9章**又は**2編**の関連規定に従い、有限要素解析により疲労強度評価を行った場合
PrimeShip-Fatigue Assessment（略号 *PS-FA*）

また、考慮する波浪荷重及び疲労設計寿命 T_{DF} に応じて、次の要領で付記を追加する。

- (a) ワールドワイド荷重を用いて疲労強度評価を行った場合
PrimeShip-Fatigue Assessment (World Wide, T_{DF})（略号 *PS-FA(WW, T_{DF})*）
- (b) 北大西洋荷重を用いて疲労強度評価を行った場合
PrimeShip-Fatigue Assessment (North Atlantic, T_{DF})（略号 *PS-FA(NA, T_{DF})*）

なお、**C編 2-9編 9.2.1.1-2**に規定される評価箇所に対して疲労強度評価を行った場合は、付記に“*-Superior*”（略号

-S) を追記する。(例: $PS-FA-S(WW, T_{DF})$)

- (3) **C 編 1 編 1.1.2.4-3.(1)**又は**(2)**の規定に基づいて、直接荷重解析及びそれに基づく個別の設計規則波の設定を基にした本会が適当と認める直接強度計算を実施し、全貨物区域の主要構造部材について降伏強度及び座屈強度評価を行った場合

PrimeShip-Direct Assessment-Direct Load Analysis (略号 $PS-DA-DLA$)

- (4) **C 編 1 編 1.1.2.4-3.(1)**, **(2)**又は**(5)**の規定に基づいて、直接荷重解析により求めた荷重を考慮した直接強度計算を実施し、全貨物区域の主要構造部材について本会が必要と認める詳細構造の疲労強度評価を行った場合

PrimeShip-Fatigue Assessment-Direct Load Analysis (略号 $PS-FA-DLA$)

また、考慮する波浪荷重及び疲労設計寿命 T_{DF} に応じて、次の要領で付記を追加する。

- (a) ワールドワイド荷重を用いて疲労強度評価を行った場合

PrimeShip-Fatigue Assessment-Direct Load Analysis (World Wide, T_{DF}) (略号 $PS-FA-DLA (WW, T_{DF})$)

- (b) 北大西洋荷重を用いて疲労強度評価を行った場合

PrimeShip-Fatigue Assessment-Direct Load Analysis (North Atlantic, T_{DF}) (略号 $PS-FA-DLA (NA, T_{DF})$)

1.2.7 検査方法

-1. **B 編**の関連規定に従い、船級維持検査において特別な検査を実施する **B 編 1.3.1(11)**の油タンカー、**1.2.4-2.**の危険化学品ばら積船のうち一体型タンクを有するもの（一部に独立型タンクを併せ持つ船舶を含む。）、**B 編 1.3.1(13)**のばら積貨物船及び同 **1.3.1(19)**のセルフアンローダ船については、船級符号に“*Enhanced Survey Programme*” (略号 ESP) を付記する。

-2. **B 編 6.1.2** の規定に従い、水中検査の実施について承認を受けた船舶については、船級符号に“*In Water Survey*” (略号 IWS) を付記する。

-3. **B 編 8.1.2-1.**の規定に従い、プロペラ軸の予防保全管理方式に基づく検査を実施する船舶については、船級符号に“*Propeller Shaft Condition Monitoring System*” (略号 $PSCM$) を付記する。

-4. **B 編 8.1.2-2.**の規定に従い、プロペラ軸の予防保全管理方式に基づく検査を実施する船舶については、船級符号に“*Propeller Shaft Condition Monitoring System of Shaft Kind 1A*” (略号 $PSCM-1A$) を付記する。

-5. **B 編 2.1.2** の規定に従い、新造船の建造において、構造的に重要な場所に対して建造中管理計画書に基づく検査を実施する船舶については、船級符号に“*Hull Construction Monitoring*” (略号 HCM) を付記する。なお、*SOLAS* 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、付記に“*Goal-based Ship Construction Standards*” (略号 GBS) を追記する。(例: $HCM-GBS$)

2 章 定 義

2.1 一般

2.1.1 適用*

本則における用語の定義及び記号は、他の各編において特に定める場合を除き、本章に定めるところによる。

2.1.2 船の長さ*

船の長さ (L) とは、**2.1.11(2)**に規定する計画最大満載喫水線における船首材の前面から、舵柱のある船舶ではその後面まで、また、舵柱のない船舶では舵頭材の中心までの距離をいい、その単位は、メートル (m) とする。ただし、巡洋艦型船尾の船舶の場合は、この長さと計画最大満載喫水線における船の全長の 96%のいずれか大きい方の値とする。

2.1.3 船の乾舷用長さ*

船の乾舷用長さ (L_f) とは、竜骨の上面から測った最小型深さの 85%の位置における喫水線上で、船首材の前面から船尾外板の後面まで測った距離の 96%、又はその喫水線上における船首材の前面から舵頭材の中心線まで測った距離のうちの大きい方の値をいい、その単位はメートル (m) とする。ただし、最小型深さの 85%の位置における喫水線より上方の船首形状が凹入している船舶では、凹入部の最後端における船首材の前面から同喫水線へ下した垂線と同喫水線の交点を船の乾舷用長さの前端とみなして、上記の規定を適用する。また、舵頭を有さない船舶においては、竜骨の上面から測った最小型深さの 85%の位置における喫水線上で、船首材の前面から船尾外板の後面まで測った距離の 96%とする。なお、乾舷用長さを測るための喫水線は、**2.1.11** で定義される満載喫水線に平行なものとする。

2.1.4 船の幅

船の幅 (B) とは、船体最広部における、肋骨の外面から外面までの水平距離をいい、その単位はメートル (m) とする。

2.1.5 船の乾舷用幅

船の乾舷用幅 (B_f) とは、 L_f の中央における肋骨の外面から外面までの最大水平距離をいい、その単位はメートル (m) とする。

2.1.6 船の深さ*

船の深さ (D) とは、 L の中央における、竜骨の上面から乾舷甲板梁の船側における上面までの垂直距離をいい、その単位はメートル (m) とする。ただし、水密隔壁が乾舷甲板より上の甲板まで達し、かつ、その隔壁を有効なものとして登録する場合には、その隔壁甲板までの垂直距離をいう。

2.1.7 船の強力上の深さ*

船の強力上の深さ (D_s) とは、竜骨の上面から、船楼甲板を強力甲板とする船楼のある船では船楼甲板の、また、船楼甲板を強力甲板としない船では乾舷甲板の、いずれも梁の船側における上面までの垂直距離を L の中央において測ったものをいい、その単位はメートル (m) とする。なお、その甲板が L の中央に達していないときは、 L の中央における強力甲板に沿い、その甲板の延長面を仮定して、 L の中央において測った距離とする。

2.1.8 船の速力

船の速力 (V) とは、平穏な海上において、船底の汚損していない船舶が計画最大満載喫水線に対応する積付け状態（以下、「満載状態」という。）で主機の連続最大出力により達する前進速力 (kt) をいう。

2.1.9 船の中央部

船の中央部とは、特に規定する場合を除き、中央部 $0.4L$ 間をいう。

2.1.10 船首尾部

船首尾部とは、船首尾両端からそれぞれ $0.1L$ 以内の箇所をいう。

2.1.11 満載喫水線及び計画最大満載喫水線*

- (1) 満載喫水線とは、**V編**の規定により指定された乾舷に対応する喫水線をいう。
- (2) 計画最大満載喫水線とは、計画最大喫水に対する喫水線をいう。

2.1.12 満載喫水及び計画最大満載喫水

- (1) 満載喫水とは、 L_f の中央において、竜骨の上面から満載喫水線まで測った垂直距離をいい、その単位はメートル (m) とする。

- (2) 計画最大満載喫水 (d) とは、 L の中央において、竜骨の上面から計画最大満載喫水線まで測った垂直距離をいい、その単位はメートル (m) とする。

2.1.13 満載排水量

満載排水量 (W) とは、計画最大満載喫水線に対する型排水量をいい、その単位をトン (t) とする。

2.1.14 方形係数

方形係数 (C_b) とは、計画最大満載喫水線に対する型排水容積を LBd で除した値をいう。

2.1.15 乾舷甲板*

-1. 乾舷甲板とは、一般に最上層の全通甲板をいう。ただし、最上層の全通甲板の暴露部に常設閉鎖装置を備えない開口がある場合又はその甲板の下方の船側に常設水密閉鎖装置を備えない開口がある場合は、その甲板の直下の全通甲板をいう。

-2. 乾舷甲板が連続していない場合等については、次による。

- (1) 乾舷甲板のリセスが船体の両船側に達し、かつ、長さが $1m$ を超える場合、暴露甲板の最下線及びリセス部以外の場所にあつてはこれを上方の甲板に平行に延長した線を乾舷甲板とする。
- (2) 乾舷甲板のリセスが船体の両船側に達していない場合又は船体の両船側に達しているが長さが $1m$ 以下の場合については、当該甲板を乾舷甲板とする。
- (3) -3.の規定により暴露甲板より下層の甲板を乾舷甲板とする場合であつて、当該甲板のリセスが船体の両船側に達しておらず、かつ、暴露甲板の開口に風雨密閉鎖装置が備えられる場合には、当該リセスを考慮することを要しない。

-3. 多層甲板を有し、-1.又は-2.に規定する甲板がある船舶であっても、それより下層の實在する甲板を乾舷甲板とみなして **V 編** の規定により定まる満載喫水線を標示する場合には、その下層甲板を乾舷甲板とすることができる。ただし、当該下層甲板は、少なくとも機関区域を除き船首隔壁から船尾隔壁まで連続し、かつ、船側から船側まで達していなければならない。貨物区域内においては、適切な幅を備える甲板又は水平桁であつて、両舷の船側において船首尾方向に連続するもの及び上甲板まで達する横置隔壁の位置において船幅方向に連続するものにより形成されるものとしなければならない。また、この下層甲板に階段状の部分がある場合には、その甲板の最下線及びこれを上方の甲板に平行に延長した線を乾舷甲板とみなす。

2.1.16 隔壁甲板

隔壁甲板とは、その甲板まで、船首尾隔壁を除くその他の横置水密隔壁が達し、かつ、有効な構造の最上層の甲板をいう。

2.1.17 強力甲板

船の長さのある箇所における強力甲板とは、その箇所外板が達する最上層の甲板をいう。ただし、低船首尾楼を除き、長さが $0.15L$ 以下の船楼のある箇所では、その船楼甲板直下の甲板をその箇所の強力甲板とする。なお、設計上の都合によっては、長さが $0.15L$ を超える船楼のある箇所でも、船楼甲板の直下の甲板を、強力甲板として差し支えない。

2.1.18 隆起甲板*

隆起甲板とは、低船尾楼甲板でその下方に甲板のないものをいう。

2.1.19 船楼

船楼とは、乾舷甲板上に設けられた上部に甲板を有する構造物のうちの、船側から船側に達するもの又はその側板が船側外板から $0.04B_T$ を超えない位置にあるものをいう。また、その形態に応じて次のように分類する。

- (1) 「船橋楼」とは、船首垂線及び船尾垂線をこえない船楼をいう。
- (2) 「船尾楼」とは、船尾垂線から船首垂線より後方のいずれかの位置まで連続する船楼をいう。通常、船尾垂線の後方まで延長される。
- (3) 「船首楼」とは、船首垂線から船尾垂線の前方のいずれかの位置まで連続する船楼をいう。通常、船首垂線の前方まで延長される。
- (4) 「全通船楼」とは、少なくとも船首垂線から船尾垂線まで連続する船楼をいう。

2.1.20 閉鎖された船楼

閉鎖された船楼とは、次の各条件を満足するものをいう。

- (1) 端隔壁に設けるすべての出入口の閉鎖装置は、少なくとも **C 編 1 編 11.3.2.6** の規定による閉鎖装置と同等以上の効力を有するものであること。
- (2) 端隔壁又は船側に設けるその他の開口には、有効な風雨密閉鎖装置を備えること。

- (3) 船橋楼及び船尾楼では、その端隔壁の開口を閉じた場合でも、常時使用しうる別の通路により、最上層の全通暴露甲板又は上方の場所から内部の機関室その他の作業場所に通じることができること。

2.1.21 ボイラ及び圧力容器の制限圧力

ボイラ及び圧力容器の制限圧力とは、製造者又は使用者が計画したボイラ又は圧力容器の胴の最高使用圧力をいい、**D編 9章**及び**10章**の諸規定による各部の許容圧力中の最小値を超えてはならない。

(備考) この制限圧力は、運輸省令船舶機関規則等に規定されるボイラの制限気圧、圧力容器の制限圧力に相当する。

2.1.22 過熱器を有するボイラの呼び圧力

過熱器を有するボイラの呼び圧力とは、製造者又は使用者が計画した過熱器出口の最高蒸気圧をいい、過熱器安全弁の調整基準圧力となるものである。

(備考) ボイラ又は圧力容器に連絡する機関、管等は、呼び圧力（過熱器を有しないボイラ又は圧力容器では制限圧力）以上の圧力に耐えるよう設計されなければならない。

2.1.23 機関の連続最大出力

機関の連続最大出力とは、機関が安全に連続使用できる計画運転状態（主機にあつては、満載状態で船舶が航行する状態とすること。）における最大出力をいう。

2.1.24 機関の連続最大回転数

機関の連続最大回転数とは、連続最大出力時の回転数をいう。

(備考) 機関の強度計算は、連続最大出力、連続最大回転数を基礎として行う。

2.1.25 第1種プロペラ軸及び第2種プロペラ軸

-1. 第1種プロペラ軸とは、本会の承認した構造により軸身が水（海水、船外の淡水及び船内の清水）による腐食に対して確実に保護されたプロペラ軸又は本会の承認した耐食性材料で製造されたプロペラ軸をいい、このうち、次の**(1)**、**(2)**、**(3)**又は**(4)**に掲げるものをそれぞれ第1A種プロペラ軸、第1B種プロペラ軸、第1C種プロペラ軸又は第1W種プロペラ軸とする。

- (1) 海水潤滑式又は船外の淡水を利用した淡水潤滑式の船尾管軸受（張出し軸受を含む。以下同じ）を有し、かつ、プロペラ軸のテーパ部にキーを用いてプロペラが取り付けられる構造（以下「キー付構造」という。）のもの又はプロペラ軸のテーパ部にキーを用いないでプロペラが取り付けられる構造（以下「キーレス構造」という。）のものもしくはプロペラ軸のフランジ部にボルトを用いてプロペラが取り付けられる構造（以下「フランジ構造」という。）のもの
- (2) 油潤滑式の船尾管軸受を有し、かつ、キー付構造のもの又はキーレス構造のものもしくはフランジ構造のもの（**(3)**に掲げるものを除く。）
- (3) 前**(2)**を満足し、かつ、**D編 6.2.11**の規定に適合したもの
- (4) 船内の清水を利用した清水潤滑式の船尾管軸受を有し、かつ、キー付構造のもの又はキーレス構造のものもしくはフランジ構造のもの

-2. 第2種プロペラ軸とは、**-1.**に掲げるプロペラ軸以外のプロペラ軸をいう。

2.1.26 船尾管軸

船尾管軸とは、船尾管内にある中間軸をいう。

2.1.27 第1種船尾管軸及び第2種船尾管軸

-1. 第1種船尾管軸とは、本会の承認した構造により軸身が水（海水、船外の淡水及び船内の清水）による腐食に対して確実に保護された船尾管軸又は本会の承認した耐食性材料で製造された船尾管軸をいい、このうち、次の**(1)**、**(2)**又は**(3)**に掲げるものをそれぞれ第1A種船尾管軸、第1B種船尾管軸又は第1W種船尾管軸という。

- (1) 海水潤滑式又は船外の淡水を利用した淡水潤滑式の船尾管軸受を有するもの
- (2) 油潤滑式の船尾管軸受を有するもの
- (3) 船内の清水を利用した清水潤滑式の船尾管軸受を有するもの

-2. 第2種船尾管軸とは、**-1.**に掲げる船尾管軸以外の船尾管軸をいう。

2.1.28 載貨重量

載貨重量（ DW ）とは、満載排水量（ W ）と軽荷重量（ LW ）との差をいい、その単位はトン（ t ）とする。

2.1.29 軽荷重量*

軽荷重量（ LW ）とは、貨物、燃料油、潤滑油、タンク内のバラスト及び清水、貯蔵物、乗組員及びその持ち物を除いた船舶の排水量をいい、その単位はトン（ t ）とする。

2.1.30 最大後進速力

最大後進速力とは、平穏な海上において、船底の汚損していない船舶が満載状態で最大後進力により達する速力（*kt*）をいう。

2.1.31 デッドシップ状態

デッドシップ状態とは、動力がないことにより、主機、推進軸系、ボイラ及び補機が作動していない状態をいう。

2.1.32 A 類機関区域*

A 類機関区域とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当する区域をいい、これらの区域に至るトランクを含む。

- (1) 主機として用いられる内燃機関を据付ける区域
- (2) 主機以外の用途に使用され、その合計出力が 375kW 以上の内燃機関を据付ける区域
- (3) 油だきボイラ（イナータガス発生装置を含む。）又は燃料油装置（焼却設備を含む。）を据付ける区域

2.1.33 機関区域

機関区域とは、A 類機関区域並びに主機、推進軸系、ボイラ、燃料油装置、蒸気機関、内燃機関、発電機、主要電気機器、給油装置、冷凍機械、減揺装置、通風機械及び空調機械を収容する場所、その他これらに類する場所並びにこれらの場所に至るトランクをいう。

2.1.34 貨物区域

貨物区域とは貨物の積載に使用される区域（貨物タンクを含む。）をいい、これらの区域に至るトランクを含む。

2.1.35 貨物エリア

貨物エリアとは、貨物タンク、スロップタンク及び貨物ポンプ室並びにポンプ室、コファダム、バラスト区域又は空所であって貨物タンクに隣接するもの並びにこれらの場所の上方の船舶の全長及び全幅にわたる甲板区域をいう。

2.1.36 居住区域

居住区域とは、公室、通路、洗面所、船室、事務室、病室、娛樂室、理髪室、調理器具のない配ぜん室及び類似の場所をいう。

2.1.37 公室

公室とは、ホール、食堂、ラウンジ及び類似の恒久的に囲まれた場所として使用される居住区域の部分をいう。

2.1.38 業務区域

業務区域とは、調理室、調理器具のある配ぜん室、ロッカ室、郵便室、金庫室、貯蔵品室、機関区域の一部を構成するもの以外の作業室及び類似の場所をいい、これらの場所に至るトランクを含む。

2.1.39 旅客船

旅客船とは、12 人を超える旅客定員を有する船舶をいう。ここで、旅客とは、次の(1)及び(2)に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 船長及び乗組員並びにその他資格のいかんを問わず乗船して船舶の業務に雇用されている者又は従事する者
- (2) 1 歳未満の乳児

2.1.40 貨物船

貨物船とは、旅客船以外の船舶をいう。

2.1.41 タンカー

タンカーとは、引火性の液体貨物をばら積み運送するために建造し又は改造した貨物船であって、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船を除くものをいう。

2.1.42 液化ガスばら積船

液化ガスばら積船とは、N 編に規定する液化ガスのばら積み運送のために建造し又は改造し及び使用する貨物船をいう。

2.1.43 危険化学品ばら積船

危険化学品ばら積船とは、S 編に規定する危険化学品のばら積み運送のために建造し又は改造し及び使用する貨物船をいう。

2.1.44 低引火点燃料船

低引火点燃料船とは、GF 編 2.2.1-28. に定義する低引火点燃料を使用する船舶をいう。

2.1.45 建造開始段階にある船舶

建造開始段階にある船舶とは、キールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶のことをいう。なお、ここでいう同様の建造段階とは、次の(1)及び(2)に適合する段階をいう。

- (1) 特定の船舶と確認し得る建造を開始した段階

(2) 当該船舶について、50 トン又は全建造材料見積り重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた段階

2.1.46 水密

水密とは、非損傷時及び損傷状態にて想定される水頭下において、任意の方向の水の通過を防止することができる寸法及び配置を有することをいう。損傷状態においては、浸水の間状態を含め最も過酷な状態における水頭を考慮しなければならない。

2.1.47 風雨密

風雨密とは、想定される海象状態において船内に浸水しないことをいう。

2.1.48 キール線

キール線とは、キールに対して平行な線であって、乾舷用長さ (L_f) の中央において、船体中心線におけるキールの頂部又は金属外板を有する船舶でバーキールが外板の下方に延長されている場合には、外板内法線とキールの交差する線を通るもの。

2.1.49 運送許容水分値

運送許容水分値とは、安全に運送できると考えられる貨物の最大含有水分値をいう。

2.1.50 含有水分値

含有水分値とは、貨物試料総質量に対する貨物試料中に含まれる水、氷又は他の液体の質量を百分率で示したものをいう。

目次

鋼船規則検査要領 A 編 総則	2
A1 通則	2
A1.1 一般	2
A1.2 船級符号への付記	6
A2 定義	8
A2.1 一般	8

鋼船規則検査要領 A 編 総則

A1 通則

A1.1 一般

A1.1.1 適用

- 1. 鋼船規則（以下、本検査要領では「規則」という。）の適用にあたり、総トン数は次により定まるものとする。
- (1) 1986 年 1 月 1 日以降建造に着手される日本籍船舶で船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号。以下、「トン数法」という。）第八条第一項の国際トン数証書又は同第七項の国際トン数確認書の交付を受けている船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号又は第二号の船舶（同号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）及び 1994 年 7 月 18 日より前に建造に着手されたトン数法第五条第一項の総トン数が 1,600 トン未満の非旅客船を除く。）については、トン数法第四条第一項の国際総トン数
- (2) 前(1)に掲げる船舶以外の日本籍船舶については、トン数法第五条第一項の総トン数
- (3) 日本籍船舶以外の船舶については、次による。
- (a) 船籍国政府の発行する国籍証書に掲げられている総トン数
- (b) 前(a)による総トン数にかかわらず、1994 年 7 月 18 日より前に建造に着手された船舶にあつては、船籍国政府が *IMO Resolution A.494* を適用して、1969 年トン数条約発効前に使用していたトン数測度規則による総トン数の値を *SOLAS* 適用上の総トン数としてその船に認めている場合にはその総トン数

表 A1.1.1-1. 規則の免除又は緩和の一覧

免除又は緩和が可能な設備 又は要件	規則番号	備考
船舶設備規程関連		
非常照明	規則 H 編 3.2.3-3.	規則 H 編 6.2.9 を適用できる。
非常脱出用呼吸器	規則 R 編 13.3.3 規則 R 編 13.4.7	規則 R 編 21.2.1-19.を適用できる。
操舵装置の代替動力源	規則 D 編 15.2.6	規則 D 編 25.2.1-3.(1)を適用できる。
油圧操舵装置の付属設備	規則 D 編 15.2.4-2., -5.及び-6.	規則 D 編 25.2.1-4.(8)を適用できる。
二組以上の発電機	規則 H 編 3.2.1-1. 及び-2.	船級符号に (Restricted Greater Coasting Service), (Coasting Service), (Smooth Water Service) 又はこれに相当する付 記を有する船舶にあっては, 規則 H 編 6.2.7-1.を適用できる。それ 以外の船舶にあっては, 規則 H 編 6.2.7-2.を適用できる。
主電源の発電設備が一組の場 合, 電力の供給が停止した場合 に, 自動的に他の発電設備を起 動して主配電盤に接続し, 推進 に関係のある補機を再始動でき ること。	規則 H 編 3.2.1-3.	船級符号に (Restricted Greater Coasting Service), (Coasting Service), (Smooth Water Service) 又はこれに相当する付 記を有する船舶にあっては, 規則 H 編 6.2.7-1.を適用できる。それ 以外の船舶にあっては, 規則 H 編 6.2.7-3.を適用できる。
主電源が並列運転して電力を供 給する場合, 一組の発電設備が 停止したときにおいて他の発電 設備が過負荷となることなく, 給電できること。	規則 H 編 3.2.1-3.	
船舶の安全性又は居住性に直接 関係のある電気利用設備の大部 分に配電する配電盤に変圧器を 用いて給電する場合, 配電盤の 給電回路に 2 以上の変圧器	規則 H 編 3.2.2	船級符号に (Coasting Service), (Smooth Water Service), (Restricted Greater Coasting Service) 又は これに相当する付記を有する船舶にあっては, 規則 H 編 6.2.8 を適 用できる。
主配電盤を主発電室と同一の場 所に設置	規則 H 編 3.2.4	規則 H 編 6.2.10 を適用できる。
断路器を備える等主配電盤の母 線の分割	規則 H 編 2.5.3-2.	規則 H 編 6.2.4-2.を適用できる。
電路はケーブルの難燃性を損な わないように布設	規則 H 編 2.9.11	規則 H 編 6.2.6 を適用できる。
動力設備等に給電するための電 路を火災の危険が多い閉囲され た場所に配置してはならない。		
主機室等に設ける主照明装置 は, 回路に 1 の故障が生じた場 合においても照明することがで きるものであること。	規則 H 編 2.2.7-4.	規則 H 編 6.2.3 を適用できる。
航海灯制御盤までの電路は二回 路以上とし, かつ, うち一回路は 独立のものとし, 一回路は小型 照明器具以外のものに給電する	規則 H 編 3.6.1-3.	規則 H 編 6.2.12-1.を適用できる。

免除又は緩和が可能な設備 又は要件	規則番号	備考
電路と共用しないものとするこ と。		
電動操舵装置及び電動油圧操舵 装置の過負荷警報装置及び欠相 に対する警報装置（電動機が三 相交流の場合）	規則 D 編 15.2.7-5. 及び-7.	規則 D 編 25.2.1-4.(9)を適用できる。
電動操舵装置及び電動油圧操舵 装置の電動機に給電する各電路 は、同時に損傷を受けることの ないように一の端から他の端ま でできる限り離して布設したも のであること。	規則 D 編 15.2.7-1.	規則 D 編 25.2.1-4.(9)を適用できる。
非常電源	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
臨時の非常電源としての蓄電池	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
蓄電池が放電していることを示 す指示器	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
非常配電盤は非常電源にできる 限り近接した場所に備えなけれ ばならない。	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
非常電源、臨時の非常電源及び 非常配電盤の設置場所に関する 要件（最上層の全通甲板の上方 等）	規則 H 編 3.3	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
操舵装置の付属設備としてのば ねその他の適当な緩衝装置	規則 D 編 15.4.9	緩衝装置について、規則 D 編 25.2.3-1.を適用できる。
絶縁監視装置	規則 H 編 2.2.2	規則 H 編 6.2.2-1.を適用できる。
船舶設備規程第 6 章の規定によ り設置する非常電源及び臨時の 非常電源を電気式航海灯の予備 の独立の電源とすること。	規則 H 編 3.3.2-2.(3)	規則 H 編 6.2.11-1.を適用できる。
電源から航海灯制御盤への給電 回路に関する要件	規則 H 編 3.6.1-3.	規則 H 編 6.2.12-1.を適用できる。
少なくとも一つの出入口が特定 機関区域の外部に至る場所まで 火災による危険から防護された 通路に通じるものであること。	規則 R 編 13.4.5 及び 13.4.6	規則 R 編 21.2.1-24.を適用できる。
操舵装置の二の独立した制御系 統の管又は電路は、相互にでき る限り離れた位置に設置された ものであること。	規則 D 編 15.3.1-5.	規則 D 編 25.2.1-4.(12)を適用できる。
特定機関区域の各場所に脱出の ために設備されるはしごを保護 するための A-60 級の防熱措置を 施したトランクの内部の寸法は 800 mm × 800 mm であること。	規則 R 編 13.4.1(1)	規則 R 編 21.2.1-20.を適用できる。

免除又は緩和が可能な設備 又は要件	規則番号	備考
船舶消防設備規則関連		
バラスト・ポンプ，ビルジポンプ，雑用ポンプを機関室に備え付ける場合の要件	規則 R 編 10.2.2-3.(5)	規則 R 編 10.2.2-3.(5)について，規則 R 編 21.2.1-9.(5)を適用できる。
固定式甲板泡装置の備え付け	規則 R 編 10.8.1-3.	甲板泡消火装置について，規則 R 編 21.2.1-15.を適用できる。
油だきボイラ室の固定式消火装置	規則 R 編 10.5.1-1.	規則 R 編 21.2.1-12.(1)を適用できる。
油だきボイラ室の持運び式泡放射器	規則 R 編 10.5.1-2.(1)	持運び式泡放射器について，規則 R 編 21.2.1-12.(3)を適用できる。
機関室の固定式消火装置	規則 R 編 10.5.2-1.	規則 R 編 21.2.1-12.(4)を適用できる。
機関室の持運び式泡放射器	規則 R 編 10.5.2-2.(1)	規則 R 編 21.2.1-12.(5)を適用できる。
機関室の 45ℓ 移動式泡消火器	規則 R 編 10.5.2-2.(2)	規則 R 編 21.2.1-12.(6)を適用できる。
ポンプ室の固定式消火装置	規則 R 編 10.9.1	貨物ポンプ室に備え付ける固定式消火装置について，規則 R 編 21.2.1-15.を適用できる。
焼却炉のある閉囲された区域の火災探知装置	規則 R 編 7.4.1-1.(4)	
機関区域の火災探知装置	規則 R 編 7.4.1-1.(3)	規則 R 編 21.2.1-13.(3)が適用できる。
水噴霧放射器	規則 R 編 20.5.2-2.(1)	
水噴霧ランス	規則 R 編 10.7.3-1.(1)	規則 R 編 21.2.1-25.(1)を適用できる。
Ro-Ro 貨物区域等の消防設備 (持運び式泡放射器，持運び式泡消火器等)	規則 R 編 20.5.1-2.(2)	持運び式泡放射器および持運び式泡消火器について，規則 R 編 21.2.1-17.を適用できる。
油だきボイラ室の持運び式消火器，乾燥物質を入れた容器及び散布用具等	規則 R 編 10.5.1-2.(2) 及び(3)	規則 R 編 21.2.1-12.(3)を適用できる。
その他の機関区域の消防設備	規則 R 編 10.5.4 (R 編表 R10.5.1-2.)	規則 R 編 21.2.1-12.(7)を適用できる。
可燃性ガス検定器等	規則 R 編 20.3.1-2.(1)	規則 R 編 21.2.1-17.(3)を適用できる。
ポンプ室への固定式ガス検知装置	規則 R 編 4.5.4-2.	固定式ガス検知装置について，規則 R 編 21.2.1-8.を適用できる。
機関区域無人化船の消火ポンプの遠隔始動	規則 R 編 10.2.1-2.	規則 R 編 21.2.1-13.を適用できる。
危険物船舶運送及び貯蔵規則関連		
ケミカルタンカーのポンプ室の隔壁貫通部温度監視装置	規則 S 編 11.1.1-1.(7)	規則 S 編 11.1.1-1.(7)を適用できる。
ケミカルタンカーのポンプ室の引火性ガス濃度連続監視装置，ビルジ警報	規則 S 編 11.1.1-1.(7)	規則 S 編 11.1.1-1.(7)を適用できる。
ケミカルタンカーのポンプ室の照明装置と通風機のインターロック	規則 S 編 11.1.1-1.(7)	規則 S 編 11.1.1-1.(7)を適用できる。
船舶機関規則関連		
使用する燃料油の種類ごとに二	規則 D 編 13.9.1-5.	規則 D 編 25.2.1-4.(6)を適用できる。

免除又は緩和が可能な設備 又は要件	規則番号	備考
以上の燃料油常用タンク		
燃料油常用タンク等の空気管は、破損により海水又は雨水がタンク内に浸入するおそれがある場所に設けてはならない。	規則 D 編 13.6.1-6.	規則 D 編 25.2.1-4.(6)を適用できる。
複数の機関に燃料を供給する燃料油タンクの燃料供給管及び戻り管に、燃料の供給を個々の機関ごとに遮断するための装置	規則 R 編 4.2.2(5)(e)	規則 R 編 21.2.1-4.を適用できる。

-2. 規則の適用にあたり、船の長さ、幅及び深さ並びにタンクの長さ、幅及び高さ等の寸法及び距離については、特段の明文の記載の無い限り、型寸法による距離とする。ただし、規定される距離等に対して板厚の影響が無視できない場合については、この限りでない。また、独立型タンクと船体構造の距離については、当該タンクの外面からの距離とする。

-3. 規則 A 編 1.1.1-3.の適用上、規定の免除又は緩和は表 A1.1.1-1.によること。

A1.2 船級符号への付記

A1.2.1 一般

-1. 規則 A 編 1.2.1 において、兼用船等に対する付記については、当該船舶の船体構造及び艤装に関する主たる特徴を表すと考えられる付記を主とし、次の要領に従って行う。

(1) 鉱石兼油運搬船の場合：OC / TOB

(2) ばら積兼木材運搬船の場合：BC, EQ C LB

-2. 規則 A 編 1.2.1-2.及び-3.の適用上、規則 CSR-B&T 編の適用を受けるばら積貨物船及び二重船殻油タンカーについては、船級登録原簿に注記としてその旨を記載する。

A1.2.2 航路制限

-1. 規則 A 編 1.2.2(1)の適用上、沿海区域とは、船舶安全法施行規則第一条第 7 項において定められた海域をいう。

-2. 規則 A 編 1.2.2(2)の適用上、平水区域とは、船舶安全法施行規則第一条第 6 項において定められた海域をいう。

-3. 規則 A 編 1.2.2(3)にいう「特定の海域」とは、規則 P 編 3 章及び規則 PS 編 2 章の適用における「操業海域」及び規則 T 編 1.1.1-1.(2)にいう「指定された海域」のことをいい、船級登録原簿に注記としてその旨を記載する。

-4. 規則 A 編 1.2.2(4)の適用上、船舶救命設備規則第一条の二第 7 項において定められた限定近海船については、船級符号に“Restricted Greater Coasting Service”（略号 RGCS）を付記する。

A1.2.4 船体構造・艤装

-1. 規則 A 編 1.2.4 の適用上、双胴船又は三胴船として本規則の関連規定の適用を受けた船舶については、船殻材料に関する付記に続けて、“Catamaran”（略号 CAT）又は“Trimaran”（略号 TRI）を付記する。

-2. 規則 A 編 1.2.4 の適用上、C14.3.1.1-1.を適用しアンカー、アンカーチェーン及び揚錨装置を設備する船舶については、船級登録原簿に注記としてその旨を記載する。

-3. 規則 A 編 1.2.4-1., -2., -3.及び-31.の適用上、特定の貨物を運送するために設計された船舶については、船級登録原簿に注記としてその旨を記載する。

-4. 規則 A 編 1.2.4-2.及び-3.の適用上、貨物積載場所の設計圧力、設計温度等については、船級登録原簿に注記として記載する。

-5. 規則 A 編 1.2.4-17.及び-18.の適用上、計画水深、設計外力等の設計条件については、船級登録原簿に注記として記載する。

-6. 規則 A 編 1.2.4-20.の適用上、設計深度等の設計条件については、船級登録原簿に注記として記載する。

-7. 規則 A 編 1.2.4-28.の適用上、同 1.2.4-8.の適用を受けた船舶に対して“GRAB”を付記する場合については、以下の例によること。

（例）（BC-XII, GRAB）

-8. 規則 A 編 1.2.4-36.の適用上, 燃料の種類は, 次の要領に従って追記する。

- (1) 天然ガスを燃料として使用する場合: “*Gas or Low-flashpoint Fuel / Natural Gas*” (略号 *GLF/NG*)
- (2) その他の燃料を使用する場合: 代替燃料船ガイドラインによること

-9. 規則 A 編 1.2.4-37.の適用上, 燃料の種類は, 次の要領に従って追記する。

- (1) 天然ガスを燃料として使用する場合: “*Cargo as Fuel / Natural Gas*” (略号 *CF/NG*)
- (2) その他の燃料を使用する場合: 代替燃料船ガイドラインによること

A1.2.5 極地氷海船等

規則 A 編 1.2.5-4.の適用上, 付記の *TD* に, 規則 C 編 1 編 3 章表 3.2.2-5.に掲げる設計温度分類 “ T_{Da} ” から “ T_{De} ” に応じて, それぞれ “*a*” から “*e*” の記号を追記する。

A2 定義

A2.1 一般

A2.1.1 適用

L , B , D , D_s , d 及びこれらに準じる主要寸法は、小数以下 3 位を四捨五入する。ただし、乾舷計算に用いる D 及び d は小数以下 4 位を四捨五入する。

A2.1.2 船の長さ

- 1. 規則 A 編 2.1.2 の適用にあたり、舵柱がシュウピースまで達していない船舶は舵柱がない船舶として取り扱う。
- 2. 計画最大満載喫水線における船の全長の 96%により L が定まる場合、 L の後端は、計画最大満載喫水線における船首材の前面から基線に沿って測った L の位置とする。
- 3. 舵柱も舵頭材もない船舶（例えば、フォイトシュナイダープロペラを装備した船舶）の場合、計画最大満載喫水線における船の全長の 96%を L とする。
- 4. 強力上の喫水（Scantling draught, d ）と計画最大満載喫水との差が 300mm 以下のときには、船の長さ及び喫水線上の船の全長は計画最大満載喫水に対応するものとする。その差が 300mm を超える場合は d に対応するものとする。

A2.1.3 船の乾舷用長さ

- 1. 船の乾舷用長さの前端は、次による。
 - (1) 竜骨の上面から測った最小型深さの 85%の位置における喫水線より上方に凹入部がない場合（図 A2.1.3-1.参照）
 - (2) 竜骨の上面から測った最小型深さの 85%の位置における喫水線より上方に凹入部がある場合（図 A2.1.3-2.参照）
- 2. 竜骨が傾斜している船舶にあつては、船の乾舷用長さを測るための喫水線は、乾舷甲板の型舷弧線に接し、船舶の竜骨線（スケグを含む。）に平行な線を引いて求められる最小型深さ（ $D_{\min}$ ）の 85%の位置における喫水線に平行なものとする。最小型深さは、竜骨の上面から、接線の点における船側の乾舷甲板の梁の上面までを測った垂直距離をいう（図 A2.1.3-3.参照）

A2.1.6 船の深さ

丸型ガンネルを有する船舶の D は、丸型ガンネルの R 止まりにおけるその下面の延長線と船側外板の内側との交点までの深さとする。（図 A2.1.6-1.参照）

A2.1.7 船の強力上の深さ

シャ－の最下点が L の中央にない船の強力上の深さ D_s は、中央部 $0.4L$ 間における強力甲板までの最小深さとする。

A2.1.11 満載喫水線及び計画最大満載喫水線

規則 A 編 2.1.11(2)にいう「計画最大満載喫水線」とは、一般に「夏期乾舷の計画値に対応する喫水線」をいう。

A2.1.15 乾舷甲板

- 1. 規則 A 編 2.1.15-3.にいう「適切な幅」については、船舶の構造及びオペレーションを考慮したものとともに、少なくとも規則 C 編 1 編 14.13 に規定する歩路を確保でき、かつ、甲板部における船側外板又は水密隔壁からの幅が次に掲げる値以上のものとする。
 - (1) 船長方向連続する部分の幅については、次式による値以上とすること。
 - (a) 中央部 $0.5L$ 間 : $0.125\sqrt{(L-20)} (m)$ ($L > 140$ の場合、 $L = 140$ とする。)
 - (b) 船首尾隔壁位置 : 前(a)による値の 70%。ただし、0.25m 以上とすること。
 - (c) 上記の間 : 船長方向の位置に応じ、前(a)及び(b)の値の線形補間による値
 - (2) 水密隔壁の位置における幅については、前(1)(a)の算式による値又は肋骨心距のいずれか小さい方の値以上とすること。
- 2. 規則 A 編 2.1.15 の適用上、船尾に設けた開口より貨物の荷役を行うために、バラストを漲水することによって貨物区域の一部又は全部を没水させることができる船舶の乾舷甲板については、次の(1)から(3)による。
 - (1) 船尾の荷役用開口に水密閉鎖装置を備え、かつ、当該貨物区域の倉口等の開口に風雨密閉鎖装置を備える場合にあつては、最上層の全通甲板を乾舷甲板とすることができる。
 - (2) 船尾の荷役用開口に水密閉鎖装置を備えていない場合、又は、当該貨物区域の倉口等の開口に風雨密閉鎖装置を備えていない場合にあつては、当該貨物倉底部甲板を乾舷甲板とすること。この場合、当該甲板より上方の船殻構造

であって浮力体とみなすことができるものについては、規則 A 編 2.1.19 に従って船楼とすることができる。

- (3) 前(2)にかかわらず、船尾の荷役用開口には水密閉鎖装置を備えているが、当該貨物区域の倉口等の開口には風雨密閉鎖装置を備えていない場合については、当該貨物区域の浮力喪失を考慮して規則 V 編を適用することを条件に、最上層の全通甲板を乾舷甲板とすることができる。当該甲板が貨物区域内にある場合にあっては、少なくとも船側部において前後方向に、横置隔壁位置において船幅方向にそれぞれ連続し、かつ、交通可能なものとする。

A2.1.18 隆起甲板

規則 A 編 2.1.18 にいう「低船尾楼」とは、船尾楼であって、乾舷甲板からの高さが V2.2.1-1.に規定する船楼の標準高さに満たないものをいう。

A2.1.29 軽荷重量

規則 A 編 2.1.29 の適用上、船上に貯蔵される固定式消火装置用の消火剤（清水、炭酸ガス、ドライケミカル粉末及び泡原液等）の重量は、軽荷重量に含まれる。

A2.1.32 A 類機関区域

規則 A 編 2.1.32(3)にいう「焼却設備」とは、最大処理熱量が $34.5kW$ 以上のものをいう。

図 A2.1.3-1.

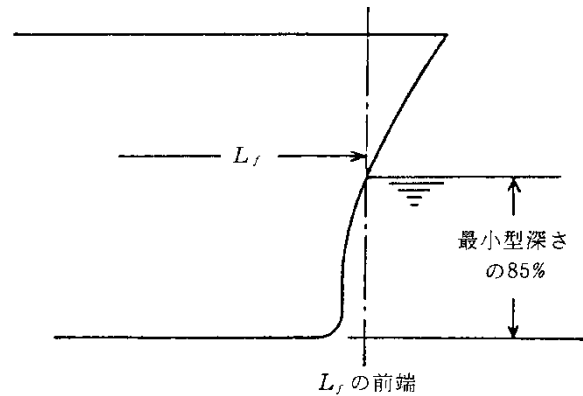


図 A2.1.3-2.

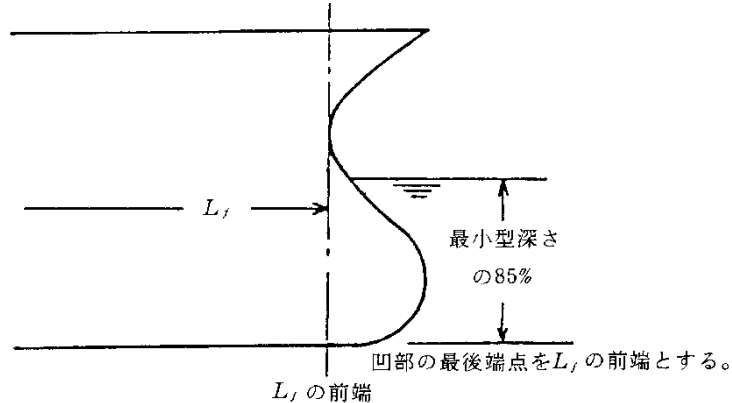


図 A2.1.3-3.

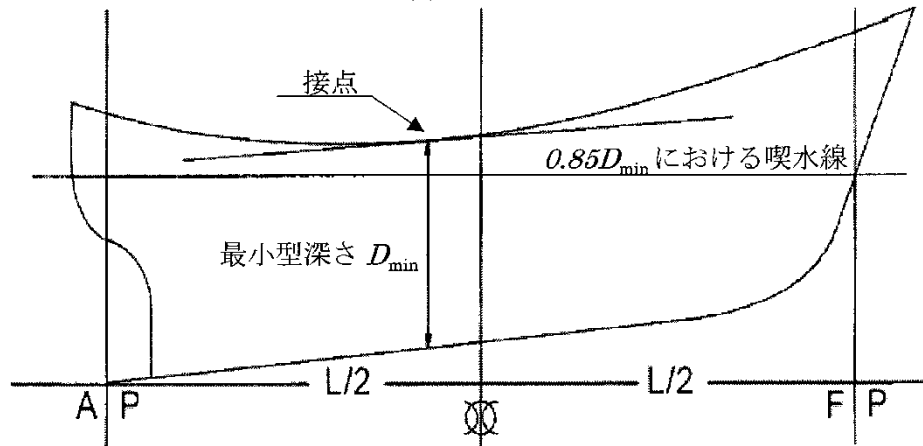


図 A2.1.6-1.

